

令和元年 7 月 26 日
厚 生 労 働 省

前回部会（第 104 回人口・社会統計部会）において
追加説明等を求められた事項への回答

ア 調査事項（一部）についてプレプリントを実施

- 調査票には、1 事業所当たり、最高で何名分の労働者について記入することになるのか。

（回答）平成 30 年調査では、最高で 364 名分の回答を得ている。

なお、個人票の枚数別事業所数は以下のとおり。

平成30年賃金構造基本統計調査 個人票枚数別事業所数				
個人票枚数	事業所数	事業所数累積		
		構成割合(%)		構成割合(%)
1枚	9,074	16.0	9,074	16.0
2枚	20,708	36.6	29,782	52.6
3枚	15,898	28.1	45,680	80.7
4枚	5,369	9.5	51,049	90.2
5枚	3,089	5.5	54,138	95.6
6枚	877	1.5	55,015	97.2
7枚	548	1.0	55,563	98.1
8枚	346	0.6	55,909	98.8
9枚	283	0.5	56,192	99.3
10枚	210	0.4	56,402	99.6
11～20枚	181	0.3	56,583	99.9
21～30枚	25	0.0	56,608	100.0
31枚以上※	4	0.0	56,612	100.0
合計	56,612	100.0		

注：個人票枚数は、事業所別の個人票記入労働者数を10で除したもの（小数点以下切り上げ）による。
※ 記入労働者数は最大で**364名**（臨時労働者数250名を含む。）であった。

ウ 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化

- ① 専門学校の課程別の扱いなど、学歴区分の定義の他調査（就業構造基本調査等）との対応（比較可能性の確保等）

（回答）

本調査と就業構造基本調査等他調査との専修学校専門課程（専門学校）の取扱いの比較は、次のとおり。

		就業構造基本調査		雇用動向調査	国民生活基礎調査	賃金構造基本統計調査	
		平成24年	平成29年			現行	変更後(案)
専修学校（専門学校） 専門課程	高卒を入学資格とする修業年限1年以上2年未満のもの	高校・旧制中	専門学校（2年未満）	新高・旧中	高校・旧制中	高校	高校
	高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	専門学校	専門学校（2年以上4年未満）	専修学校（専門課程）	専門学校	高専・短大	専門学校
	高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの	大学（注1）	専門学校（4年以上）（注2）	専修学校（専門課程）	専門学校	大学・大学院	専門学校

（注1）平成18年3月までの卒業者については、「専門学校」とする。

（注2）平成18年3月までの卒業者については、「専門学校（2年以上4年未満）」とする。

今回の改正では、専修学校専門課程で高卒を入学資格とする修業年限2年以上のものを就業構造基本調査に合わせて「専門学校」とした。高卒を入学資格とする修業年限1年以上2年未満のものについては、雇用者のうちこれを最終学歴とする者が一定程度いるため、過去のデータとの接続性を考慮し、引き続き「高校」とすることとしている。

- ② 大卒の非正規職員に関する政策ニーズを勘案しつつ、正社員・正職員のみ調査することや「不明」の区分を設けることも考慮の上、短時間労働者の学歴を調査することについて再検討

(再検討の結果)

- 短時間労働者のうち一定の記入率が確保された「正社員・正職員」について学歴を調査する。
 なお、集計表については、短時間労働者の正社員・正職員は常用労働者全体の約1%とごく少数にとどまり、属性別表章に十分なサンプルサイズを確保できないことから、クロスする項目の次元を落とすことが必要。
- 正社員・正職員以外の短時間労働者の学歴把握については、可能な限り早期の結論を得ることを前提として、「不明」(学歴を把握していない)の選択肢の設定を念頭に、記入者負担に考慮した調査方法の検討を進めることとし、今回の導入は見送る。

(短時間労働者の学歴把握の可能性)

試験調査における学歴の未記入率について、一般労働者では、企業規模によらず概ね2～3%程度であるが、短時間労働者については、企業規模計で20%を超えている。さらに、大企業ほど未記入率が高く、企業規模1,000人以上では4割近くが未記入となっている。また、産業別に見ると、大企業では製造業や宿泊業、飲食サービス業で半数以上が未記入という状況である。

試験調査と同時に実施したアンケート調査及び企業ヒアリングにおいて短時間労働者の学歴については、システムで学歴を管理していないため履歴書から調べる必要があることや、履歴書に学歴情報がない場合に労働者から聴取することの負担感が挙げられている。また、短時間労働者の場合、小売業、飲食サービス業を中心に、処遇に学歴は関係ないとの回答も多く、短時間労働者の学歴調査への負担感が大きいことが窺われる。

このように、短時間労働者の学歴調査については、記入者負担が相当大きくなることが想定され、未記入率が高くなるばかりか、調査拒否につながりかねないことから、現行の一般労働者の学歴と同様の方法で短時間労働者の学歴を調査することは困難であると判断したものの。

(学歴欄に「不明」の項目を設定することについて)

そこで、学歴欄に「不明(学歴を把握していない)」の項目を設定することを検討したところ、以下の課題が考えられる。

- ① 試験調査の結果から、雇用形態、産業によっては半数近くが「不明」を選択すると見込まれ、属性別表章に十分なサンプルサイズを確保できないことが想定され、クロスする項目の次元を落とすことが必要と考えられる。
- ② また、「不明」選択の状況が産業や企業規模によっても異なるため、学歴の回答のあった短時間労働者のみを集計することは、結果として学歴を把握している企業のみを集計対象としたことにもなり、集計対象の偏りにより生じる集計結果の偏り（非標本誤差）が発生すると考えられ、その影響は企業規模計、産業計で大きくなる。
- ③ 「不明」の選択肢を設定した場合、一般労働者についても「不明」を選択する割合が相当程度発生することが想定され、一般労働者の調査結果に影響を与えかねない。

※試験調査と同時に実施したアンケートによると、一般労働者の学歴区分について、「回答できるが負担が大きい(18.1%)」、「回答が困難(6.3%)」となっている。

これらの課題については、以下のように考える。

- ①については、クロスの次元を落とすことで対処可能ではないか。
- ②については、調査の特性としての情報提供を十分に行うことで一定の対処は可能ではないか。
- ③については、一般労働者の学歴別集計に影響が生じかねず、時系列数値に断層が生じることが想定される。直ちに「不明」の選択肢を設定し調査を行った場合、統計実施者としてその要因、影響等を利用者に説明することができず、調査結果の信頼性が損なわれる可能性が否定できない。

これらのことから、短時間労働者の学歴把握については、「不明」の選択肢の設定を念頭に、可能な限り早期の結論を得ることを前提として、①、②への検討を深めるとともに、③への対応として、更なる試験調査の実施等、回収率や一般労働者の学歴の記入状況等に与える影響を検証する必要があると考えている。

（「正社員・正職員」の学歴把握の可能性）

なお、短時間労働者のうち「正社員・正職員」については、試験調査における記入率が比較的高く、事業所の負担感も少ないと推測されることから、調査手引、集計上の工夫などは必要であるが調査可能と判断したところ。

試験調査における未記入率

最終学歴の未記入率

(%)

雇用形態、産業	一般労働者					短時間労働者				
	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
計	2.6	2.0	2.8	2.8	2.1	20.6	38.1	15.7	7.5	5.3
正社員・正職員	2.3	1.0	2.5	2.8	2.0	7.6	0.0	2.5	11.4	1.9
正社員・正職員以外	4.4	6.1	4.6	2.8	3.5	21.2	38.8	16.1	7.2	6.1
雇用期間の定め無し	2.4	1.1	2.9	2.7	2.0	15.1	38.0	17.2	7.3	5.0
雇用期間の定め有り	3.8	5.9	2.5	3.4	5.6	24.0	38.1	15.0	7.9	7.8
建設業	2.2	0.0	0.2	3.2	0.0	8.8	10.0	0.0	10.1	0.0
製造業	3.2	0.0	2.7	4.1	3.2	6.1	50.0	3.3	3.1	11.2
卸売業、小売業	2.2	2.6	2.2	1.9	2.7	29.9	42.0	11.2	8.9	0.0
宿泊業、飲食サービス業	4.6	3.3	5.4	4.7	4.9	30.8	52.7	19.4	12.4	11.4
医療、福祉	0.6	2.6	0.0	0.7	4.6	8.7	11.4	12.5	5.5	1.4
その他の産業	3.9	2.4	7.7	2.2	0.0	15.0	12.2	32.1	7.7	0.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」

※有効回答となった労働者のうち、最終学歴の記入がない労働者の割合である。

アンケートにおける学歴区分の回答可能性

	一般労働者について、学歴区分の 回答が可能か				短時間労働者について、学歴区分の 回答が可能か			
	回答計	回答でき る	回答でき るが負担 が大きい	回答が困 難	回答計	回答でき る	回答でき るが負担 が大きい	回答が困 難
回答数	1,016	768	184	64	824	585	148	91
比率	100.0%	75.6%	18.1%	6.3%	100.0%	71.0%	18.0%	11.0%

アンケート調査における短時間労働者の学歴の回答が困難である主な理由

- ・短時間労働者は学歴のデータ管理を行っていない。(同旨 20 件)
- ・履歴書から別途調べる必要があり、非常に手間がかかる。(同旨 37 件)
- ・採用の際に学歴の確認を行っていないが、個人情報なので聞きづらく、調査のために確認を取ることに抵抗がある。(同旨 14 件)
- ・正規職員以外の学歴は分からない。(同旨 13 件)
- ・短時間労働者は入社時に学歴を調べていない。(同旨 18 件)
- ・臨時労働者で履歴書を取っておらず、忙しい時のみ出勤のため聞くことも困難。(同旨 2 件)
- ・学生アルバイトは最終学歴が確定していない。(同旨 4 件)
- ・外国籍の労働者のため回答が難しい。(同旨 3 件)

※ 短時間労働者の学歴区分について、「回答できるが負担が大きい」、「回答が困難」と回答した事業所について、その理由を自由記載で聞いたもの。全 191 件中の件数。複数の理由が記載してある場合は、それぞれの件数に加えた。

企業ヒアリングにおける短時間労働者の学歴の管理状況（35 社にヒアリングを実施）

- ・ 正社員と同様にシステムで管理（5 社）
- ・ 履歴書から確認する必要があり手間がかかる（12 社）
- ・ 履歴書の提出を求めている、学歴を記入させていない（4 社）
- ・ 管理していない、把握していない（10 社）
- ・ 処遇に学歴は関係ない（14 社）
- ・ 短時間労働者を雇用していない、未回答・不明（4 社）

※ 複数の事項に重複している企業あり。

エ 労働者の「職種番号」（職種区分）の見直し等（個人票）

- ① 職種区分の統合や細分化など、個々の職種区分の具体的な設定基準は何か。
- ② 新職種区分と現行職種との対応関係

（回答）

以下の方針により新職種区分案を作成し、省内外への意見募集や試験調査、企業ヒアリングにより、職種区分のニーズや記入可能性を把握した上で再検討を行い、最終的な新職種区分とした。個々の職種区分の具体的な設定経緯や現行職種との対応関係は別紙のとおり。

- a) 新職種区分は、全職業を網羅する体系とする。（現行の特定の職種に該当する労働者のみ職種番号を記入する方式から、全労働者について職種番号を記入する方式に調査方法を変更する。）
- b) 日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とするが、当該中分類に属する労働者のボリューム等を踏まえ、必要に応じ、統合・細分する(*1)。
 - *1 国勢調査で雇用者数 200 万人以上の場合は分離を検討（「一般事務従事者」「営業職等」、
国勢調査で雇用者数 2 万人以下の場合は統合を検討（「その他の管理的職業従事者」等）
- c) 現行の職種の 1 つ（又は 2 つ以上を合わせたもの）と、日本標準職業分類の小分類の 1 つ（又は 2 つ以上を合わせたもの）とが比較的近い範囲となり、当該範囲に一定数の労働者(*2)（がいることが見込まれる場合等は、当該 1 つの小分類（又は 2 つ以上の小分類を合わせたもの）を新たな 1 つの職種とする。
 - *2 国勢調査で 2 万人以上、賃金構造基本統計調査で 1 万人以上を目安
- d) 日本標準職業分類の小分類を更に細分化することはできる限り避けることとするが、現行の職種のうち、日本標準職業分類の小分類の一部を構成するものであって、相当数の労働者(*3)がいることが見込まれる又は賃金水準等が特徴的であると考えられるもの等がかつ当該職種に該当する労働者とそれ以外の労働者を分けることが容易と考えられるものについては、必要に応じて、新職種区分でも独立した職種として存続させる(*4)。
 - *3 賃金構造基本統計調査で 5 万人以上を目安
 - *4 「看護師」「准看護師」「大学教授（高専を含む）」「航空機客室乗務員」「タクシー運転者」
「営業用大型貨物自動車運転者」等
- e) 現行の行政運営等でデータを利用している職種(*5)は存続させるように配慮する。
 - *5 「保育士」「介護支援専門員（ケアマネージャー）」「タクシー運転者」「営業用大型貨物自動車運転者」「船内・港湾荷役作業員」等
- f) 国勢調査で用いる職業分類も参考とする(*6)。
 - *6 「製造技術者（開発）」と「製造技術者（開発を除く）」を一体で扱うこと、「生産設備制御・監視従事者（金属製品）」と「製品製造・加工処理従事者（金属製品）」を一体で扱うこと等

(参考) ～企業ヒアリング結果から～

- ・ 経理は経理専門として採用しており、明確に区分されている。そのほかの人事・庶務・秘書は兼務しており、明確に区分されていない。(製造業、中規模)
- ・ 事務は、営業・総務人事・経理・購入(バイヤー)に分かれる。経理は区分されている。人事・秘書・受付などは支店においては区分されているかもしれないが、本社のデータでは「総務人事」という括りでしか把握していない。(製造業、大規模)
- ・ 生産関連事務は区分されている。人事・総務・秘書は兼務している場合があり、明確に区分されていない。(製造業、大規模)
- ・ 資材購買・人事・経理を含め事務全般を横断的・総合的に行っている。営業は別立てで職種を分けている。(製造業、中規模)
- ・ 役割として分かれているが、職種区分として分けていない。(飲食サービス業、大規模)
- ・ 正社員は職種ではなくミッショングレードにより区分していることからどの職種か判断に迷うことがある。派遣労働者は概ね区分可能と思われるが、複数の業務を行っている者は回答に困る。(人材派遣業、中規模)
- ・ 事務系職種について、職種区分はなされていない。一人で複数職務を担当している。(人材派遣業、中規模)
- ・ 接客や調理のみを行う労働者以外は特定の業務に限定されないため、回答が困難。(飲食サービス業、大規模)
- ・ 事務は、人事・総務、会計・経理、生産管理・資材購買、営業事務、技術事務(図面の管理等)の5つに分けられる。配属される部署によって、業務内容も決まる形となる。(製造業、中規模)
- ・ 特定の部署に固定配属するわけではなく、その時の所属で分けが可能。(飲食サービス業、大規模)
- ・ 人事部・経理部・企画部・営業部・広報部等があり、部署を兼務している者がいるためどの職種区分に該当するのか、明確に区別することは難しい。(製造業、大規模)
- ・ 事務系職種については、管理課の部署に5人いる。1人1人明確に分けられるかというところむずかしい。(福祉、中規模)
- ・ 事務職は業務を掛け持ちすることもあるし、定期的に異動もある。(建設業、中規模)
- ・ 総合職は企画業務が多く、一般職は定型業務が多いため、総合職事務員、一般職事務員という括りのほうがしっくりくる。(製造業、大規模)
- ・ 事務系の職務に就く本社労働者は特定の部署に所属し担当業務に就くもので職種としての区分はない。人事部に所属するものは区分可能であるが、マーケティング

部、店舗開発部、設計部、地場調査部等の部署に所属する者はどの職種に区分されるのか苦労するのではないだろうか。(飲食サービス業、大規模)

- ・ 事務はひとまとめにして欲しい(区分は細かすぎる)。(福祉、中規模)
- ・ 人事データベース上は職種は分からず、配属する部署単位で分かるくらい。あまり細かく分けすぎると、恣意的になる。(情報通信業、大規模)
- ・ 事務職の区分については、所属をシステムで登録していることもあり、所属する部署によって区分できると思う。(医療業、大規模)
- ・ 一般事務職には医療事務やクラークなどがあり、職種に区分できる。(医療業、中規模)
- ・ 事務は、庶務・人事、経理、クラークに分かれており、区分することができる。(医療業、大規模)
- ・ 事務は、人事・総務と経理に分かれており、区分することができる。(福祉、中規模)
- ・ 事務には、会計、営業、人事等があり、個別の職種区分に分類できると思う。(製造業、小規模)
- ・ 経理と法務の事務員は、採用の段階で分かれている。基本的に異動はない。人事・総務の事務員は異動があるが、他と兼務することはないので区分が可能である。(製造業、中規模)
- ・ 職種区分というのは会社によって様々であろうし、100%合う区分というのは無いと思うので、どのような職種区分でもあまり変わらないのではないか。(製造業、大規模)

③ 事務職について、民間のマーケティング、企画、宣伝、調査、国際、人事、法務等の仕事内容がどの職種分類に入るか

(回答)

試験調査においては、上記のような仕事内容は、対応する日本標準職業分類に従い、下記のような分類としている。

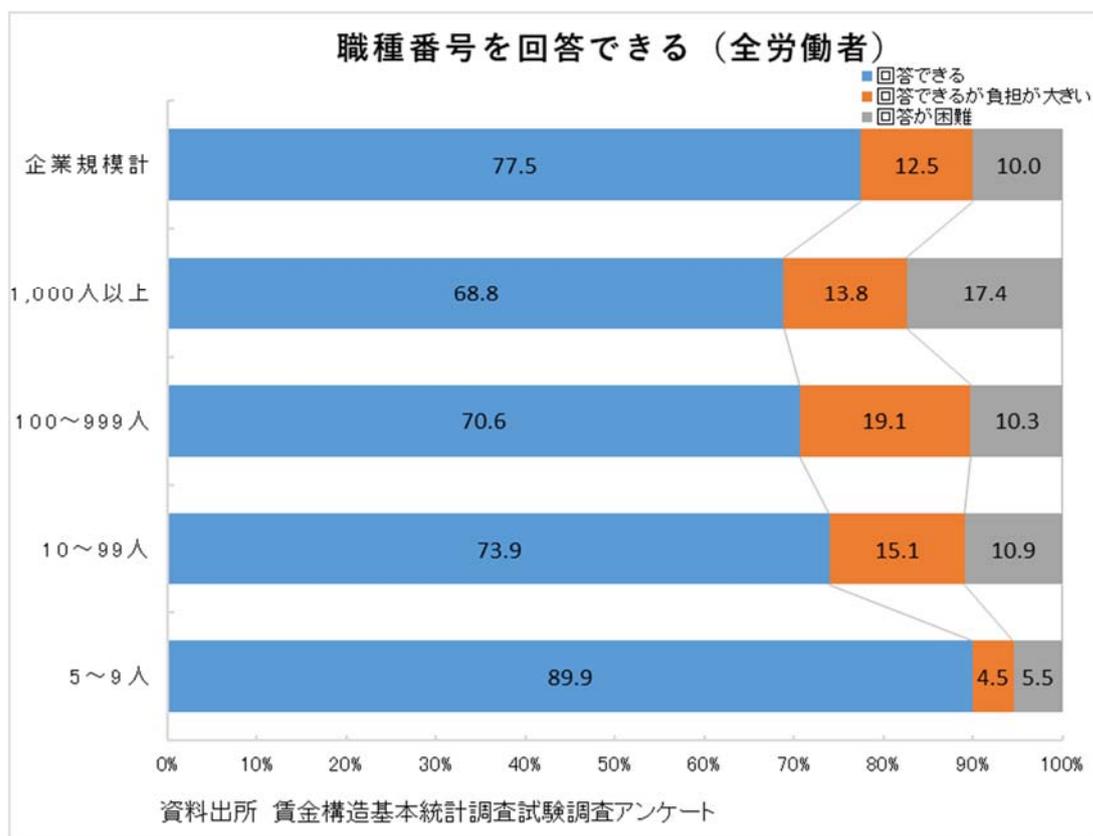
試験調査の職種区分	含まれる事務従事者の例
301 庶務・人事事務員	○総務係事務員 ○庶務係事務員 <u>○人事係事務員</u> ○給与係事務員
302 企画事務員	○企画係事務員 ○プランナー <u>○マーケティング・リサーチャー</u> ○商品開発部員
303 受付・案内事務員	○受付・案内事務員 ○図書館カウンター受付職員 ○博物館受付職員
304 秘書	○秘書 ○会社社長秘書 ○会社役員秘書
305 電話応接事務員	○電話交換手、 ○コールセンターオペレーター ○テレフォンアポインター ○調査員（電話によるもの）
306 総合事務員	○総合事務員 （事務従事者に該当する仕事全般について、特に 行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕 事に従事するもの）
307 その他の一般事務従事者	<u>○広報係事務員</u> <u>○法務係事務員</u> ○調査票審査・集計事務員 ○資料保管事務員 ○編集事務員 ○保険契約事務員 ○医療事務員

④ 大企業において、特に事務職の未記入率が高い理由の整理

(回答)

試験調査と同時に行ったアンケート調査において、全労働者への職種番号の記入について確認したところ、大企業で回答が困難との意見が多かった。回答が困難な理由としては、「労働者全員の職種内容を把握していない。」「職種の区分が細かすぎて判別しづらい。」「業務の内容にぴったり当てはまる区分がない。」「会社で管理している職種区分と選択肢が適合していない。」といったものがあり、大企業では、事務職を中心に、個々の労働者が行っている業務を調査の細かい分類に当てはめることが困難である報告者がいた可能性が考えられる。

なお、試験調査では復元倍率が高い大企業の1事業所（本社事業所）において全労働者について職種が未記入で、これが全体の回答率を大きく引き下げ、企業規模1000人以上における「分類不能の職業」のほとんどを占めており、就業構造基本調査との職種別構成比の差となっている。



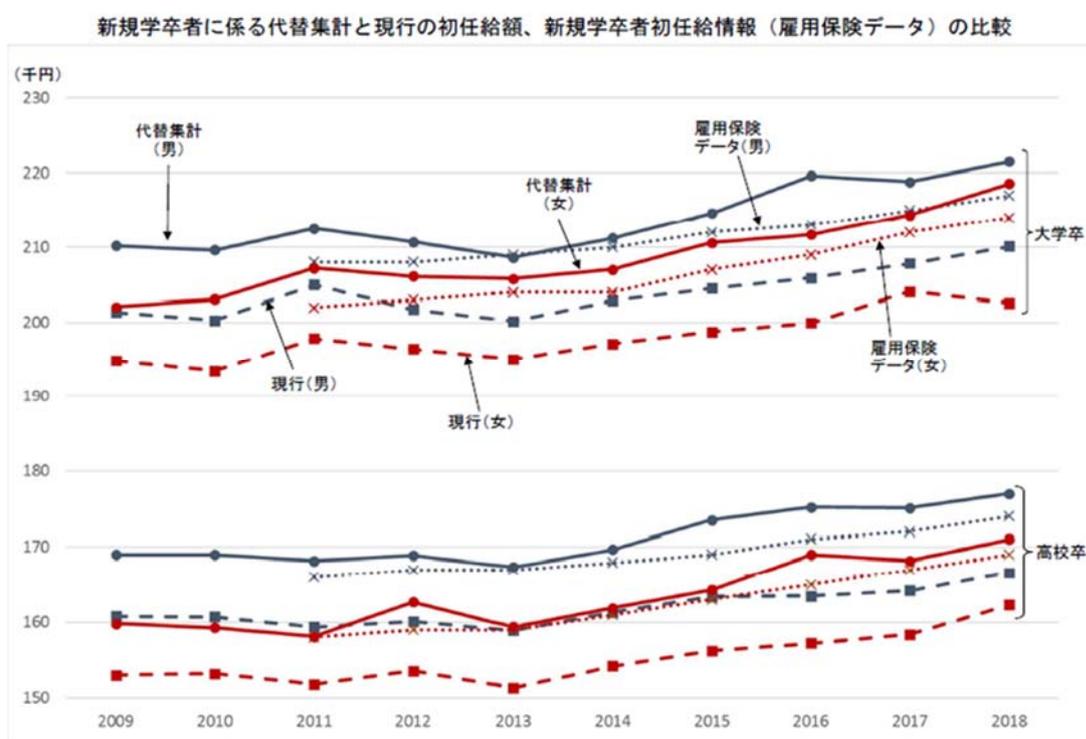
イ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除

- ① 代替集計と現行の初任給額に係る調査結果との乖離の要因について整理（通勤手当分によるものか等。通勤手当を除外した形での比較データ（バックデータ）を含む。）
- ② 上記を含め、代替集計で置き換えてよい理由を数値的に検証

（回答）

1 代替集計に移行することの妥当性と現行調査結果との乖離の要因について

下図のとおり、代替集計と現行の初任給額の時系列的な変動はおおよそ一致しており、代替集計でも初任給額としておおむね安定した数値が得られると考えている。



代替集計による初任給額は、現行の初任給額と1万円強の乖離がみられるが、その要因としては、

- ① 現行の初任給額は通勤手当を含まないのに対して、代替集計は通勤手当を含むものとなっていること
- ② 現行の初任給額は、職種などにより初任給が異なる場合には、最も多くの者に適用される額を記入することとなっており、この記入方法による差が生じていること

などが挙げられる。

そこで、代替集計と現行集計の乖離を分析するため、通勤手当の調査対象であり、労働者抽出率が1/1である産業、事業所規模の事業所について、事業所票で新規学

卒者として計上されている者の個人票データを特定（マッチング）し、その所定内給与額を集計してみると、下表のとおり、通勤手当控除前は1万円前後の差があるが、通勤手当を控除すると概ね2～3千円程度の差になる。

事業所票の新規学卒者とマッチングされた個人票を用いた初任給額の集計
(単位：千円)

		高校卒				大学卒			
		平成28年	平成29年	平成30年	3年平均	平成28年	平成29年	平成30年	3年平均
現行 (事業所票による初任給額)		158.2	162.7	165.9	162.3	200.7	203.0	202.1	202.0
マッチングされた個人票を用いた集計	所定内給与額 (通勤手当を含む)	167.0	170.0	175.8	171.0	210.6	212.1	215.7	212.8
	現行との差	8.7	7.3	10.0	8.7	9.8	9.1	13.6	10.8
	所定内給与額 (通勤手当を控除)	160.5	162.8	168.9	164.1	203.8	205.9	208.0	205.9
	現行との差	2.3	0.1	3.0	1.8	3.0	2.9	5.9	3.9

- (注) 1. 製造業、卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）の常用労働者数10～29人の事業所における数値。
2. マッチング率（事業所票の新規学卒者のうち個人票データとマッチングできたものの割合）は、高校卒94%、大学卒96%（3年間の合計）。

通勤手当を控除してもなお乖離が生じている理由としては、報告者が通勤手当以外の手当も控除して初任給額として記載している可能性などが考えられる。

諸手当の平均支給額

(単位：千円)

	業績手当など (個人・部門・グループ、会社別)	諸手当計	勤務手当計	役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術格手当など	精進手当、出勤手当など	通勤手当 (1か月に換算)	生活手当計	家族手当、養育手当、育児手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当 (寒冷地手当、食事手当など)	調整手当など	左記のいずれにも該当しないもの	
																		企業規模30人以上
労働者1人平均支給額	企業規模30人以上	42.4	3.4	14.3	8.1	0.3	2.8	3.1	1.2	7.5	11.5	4.4	2.2	3.4	0.9	0.9	2.5	1.9
	企業規模1000人以上	41.6	3.6	11.8	7.2	0.4	2.9	1.4	0.4	7.9	15.0	5.4	3.6	3.6	1.4	0.7	1.4	1.8
	企業規模300～999人	42.8	2.5	15.0	8.4	0.6	3.1	3.1	0.6	8.1	11.9	4.4	2.2	3.7	0.9	0.9	2.5	2.2
	企業規模100～299人	40.7	2.8	15.1	8.0	0.6	2.8	3.4	1.4	7.4	9.7	3.7	1.1	3.7	0.6	0.9	2.3	2.0
	企業規模30～99人	44.4	4.1	16.5	9.2	0.5	1.9	4.9	2.7	7.0	8.1	3.0	1.4	3.0	0.3	1.1	3.2	2.2
支給した労働者1人平均支給額	企業規模30人以上	57.1			38.8	14.0	25.5	20.3	10.5	11.5		17.3	22.8	17.0	46.1	9.3	26.1	30.5
	企業規模1000人以上	68.1			45.5	11.1	24.5	17.1	7.6	13.1		21.7	21.4	19.3	48.9	9.5	21.7	36.5
	企業規模300～999人	52.7			39.7	13.7	23.9	20.7	8.3	11.7		17.7	22.5	17.8	43.3	7.2	29.2	23.6
	企業規模100～299人	43.9			34.0	16.3	30.8	18.2	9.5	10.7		15.4	20.1	15.8	42.7	10.6	25.1	26.9
	企業規模30～99人	60.0			36.5	15.5	23.6	23.6	12.2	10.1		12.2	36.2	14.4	36.8	10.1	28.9	37.0

(資料出所) 厚生労働省「平成27年就労条件総合調査」より作成。

代替集計に移行することにより、水準のシフトが発生するが、現行の初任給データは、行政運営等で重要な指標や給付額等に直接利用されておらず、これにより行政運営等に大きな支障はない。代替集計値を公表するに当たっては、現行の初任給額と代替集計の定義上の差異を統計利用者に明示するとともに、過去に遡って代替集計値の提供を行うことにより、統計利用者の利便性等を損なわないようにして参りたい。

なお、代替集計の場合は、機械的に勤続年数0年の者で年齢が最低年齢又はその1つ上の者を集計するため、学校卒業後就職した事業所を短期間で離職し、調査対象事業所に再就職した者等を排除できないが、こうした者の数は多くないと考えられ、影響は軽微であると考えられる。

(単位：人)

正規の職員・従業員のうち、就業継続期間が1年以下の者（A）	2,727,500
うち、前職があり、前職が正規の職員・従業員で、前職の継続就業期間及び前職と現職の間の離職期間を合わせて1年未満の者（B）	97,500
B / A	3.6%

(資料出所) 総務省「平成29年就業構造基本調査」

- (注) 1. 平成29年10月1日現在に就いている職の就業開始時期が平成28年10月以降の者の数値。
2. 新規学卒者のみではなく、転職者を含む入職者全体の数値。

2 事業所票による初任給調査を個人票による代替集計に移行する理由

(1) 初任給額が職種等により異なる場合への対応

代替集計に移行することにより、職種等により初任給が異なる場合に最頻値を記入する方式が改められ、個々の新規学卒者の平均値が集計できるようになる。

(2) 個人票調査の充実のための報告者の負担軽減

本調査の個人票については、その集計値のみならず、2次利用の個票による分析等でも、政策決定や経済分析等に広く活用されるとともに、その充実が求められているところであり、今回の改正でも、職種調査の充実や最終学歴の細分化を予定しているところ。こうした個人票の充実を円滑に進めていくためには、報告者が個人票の回答に注力できるようにしていくことが必要であり、現行の事業所票による初任給調査は、全新規学卒者の抽出、学歴、性別等による振り分け、6月分の通勤手当を控除した所定内給与額の確認、最も多くの者に適用された額の集計、事業所票への記入といった作業を、個人票の記入とは別に行わなければならない、これを個人票による代替集計に移行することにより、報告者負担を個人票の記入に集中させることができる。

(3) 調査実施事務の効率化と個人票集計結果公表の早期化

現行の事業所票による初任給調査を個人票による代替集計に移行することにより、事業所票を廃止することができ、内検・集計事務の効率化が可能となり、調査事務の労力を個人票の精度向上等に充てることが可能となる。

また、現行の初任給額については、個人票の集計結果の公表に先立ち、調査年の11月頃に公表を行っている（平成30年調査は、平成30年11月28日に公表）が、

事業所票による初任給調査の内検、データ入力、機械検等を廃止することにより、個人票の集計結果の公表を現行（調査年の翌年の2月）より前倒しすることも可能と考えている。代替集計の結果は、他の個人票の集計結果の公表と同じとならざるを得ないが、個人票の集計結果全体の公表時期を、まずは1か月程度早期化することを目標に取り組んで参りたい。

なお、規制改革推進会議行政手続部会において、統計調査に係る行政手続コスト（事業所の記入負担）の2割削減を求められており、また、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、統計に関する官民コスト（統計の調査実施者及び作成者、報告者、ユーザーの作業等に要する時間コストの合計）を3年間で2割削減するとされているが、事業所票による初任給調査を個人票による代替集計に移行することにより、本調査においてもこれらの目標達成に向けて大きく前進するものと考えている。

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区 分	男			女		
	初 任 給 額	採用人員		初 任 給 額	採用人員	
高 校 卒	万 千 百 円	人		万 千 百 円	人	
高 専 ・ 短 大 卒						
大 学 卒	事 務 系					
	技 術 系					
大 学 院 修 士 課 程 修 了						

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

備 考

1. 新規学卒者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校（准看護師養成所、看護師養成所等）、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。

2. 初任給額は、貴事業所に配属されている新規学卒者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。（所定内給与額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等）を除いたものです。また、賞与は含みません。）
100円未満の端数は、四捨五入してください。

3. 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等を含め、本社等から除きます。

日本標準職業分類、国勢調査の職業分類、賃金構造基本統計調査の現行職種、新職種区分案の対応表

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案	現行職種との関係	賃金構造基本統計調査(一般労働者)		と日本標準職業分類との関係	設定基準との関係						職種区分設定経緯等		
		就業者数	役員を除く雇用者数(C~T,ただしSを除く)			所定内給与額(千円)	労働者数(十人)		b	c	d	e	f				
A 管理的職業従事者	A 管理的職業従事者	58,890,810	44,525,050	A 管理的職業従事者													
01 管理的公務員	01 管理的公務員	57,480	9,810	対象外													
01a 管理的公務員	011 議会議員 012 管理的国家公務員 013 管理的地方公務員	57,480	9,810	対象外													
02 法人・団体役員	02 法人・団体役員	1,151,720	0	対象外													
02a 会社役員	021 会社役員	1,094,760	0	対象外													
02a その他の法人・団体役員	022 独立行政法人等役員 029 その他の法人・団体役員	56,960	0	対象外													
03 その他の管理的職業従事者	03 法人・団体管理職員 04 その他の管理的職業従事者	237,990	163,170														
03a 法人・団体管理的職業従事者	031 会社管理職員 032 独立行政法人等職員 039 その他の法人・団体管理職員	162,200	161,650	051 管理的職業従事者	(新設)												
049 他に分類されない管理的職業従事者	049 その他の管理的職業従事者	75,790	1,530														
B 専門的・技術的職業従事者	B 専門的・技術的職業従事者	9,337,200	7,875,080	B 専門的・技術的職業従事者													
05 研究者	05 研究者	114,940	111,670														
051 自然科学系研究者	051 自然科学系研究者	108,870	106,130	101 研究者	← 範囲拡大 201 自然科学系研究者	404.8	4 360	◎									職業小分類「人文・社会科学系等研究者」は、国勢調査で雇用者数が5,550人とどまっていることから、現行職種「自然科学系研究者」の範囲を拡大し、職業中分類「研究者」全体を1つの職種とする。
052 人文・社会科学系等研究者	052 人文・社会科学系等研究者	6,080	5,550														
06 技術者	06 農林水産技術者 07 製造技術者(開発) 08 製造技術者(開発を除く) 09 建築・土木・測量技術者 10 情報処理・通信技術者	2,379,060	2,112,120														
06a 農林水産・食品技術者	061 農林水産技術者 071 食品技術者(開発) 081 食品技術者(開発を除く)	49,860	42,980														
07a 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)	072 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発) 082 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発を除く)	295,260	275,030	102 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)	(新設)												「技術者」については、国勢調査の雇用者数のボリュームが大きく、製造や情報処理・通信分野での成長が見込まれること、製造技術者のうち「開発」と「開発以外」に区分することが困難であると考えられることから、「開発」と「開発以外」を一つの分類としている国勢調査の小分類を基本として職種を設定する。
07c 機械技術者	073 機械技術者(開発) 083 機械技術者(開発を除く)	245,890	224,930	103 機械技術者	(新設)												現行職種「技術士」及び「化学分析員」は複数の職業中分類に跨っており、日本標準職業分類と整合的に再編する観点から廃止する。
07d 輸送用機器技術者	074 自動車技術者(開発) 075 輸送用機器技術者(自動車を除く)(開発) 084 自動車技術者(開発を除く) 085 輸送用機器技術者(自動車を除く)(開発を除く)	129,070	127,410	104 輸送用機器技術者	(新設)												国勢調査の職種小分類「農林水産・食品技術者」については、賃金の調査対象外となる農業、林業、漁業にかかる「農林水産技術者」を包含していることから、国勢調査の職種小分類「その他の技術者」と同じ職種とする。
07e 金属技術者	076 金属技術者(開発) 086 金属技術者(開発を除く)	24,790	23,870	105 金属技術者	(新設)												現行職種「測量技術者」は、職業小分類「測量技術者」と範囲が一致しており、賃金構造基本調査で一定数(21,270人)の労働者がいることから、1つの独立した職種とし、国勢調査小分類「土木・測量技術者」の残余を「土木技術者」として設定する
07f 化学技術者	077 化学技術者(開発) 087 化学技術者(開発を除く)	84,470	82,690	106 化学技術者	← 廃止・分割吸収 202 化学分析員	291.1	3 222	△	b								
091 建築技術者	091 建築技術者	235,190	147,130	107 建築技術者	← 範囲拡大 204 一級建築士	415.9	2 204	○	b	c							
09a 土木・測量技術者	092 土木技術者 093 測量技術者	240,010	189,700	108 土木技術者 109 測量技術者	(新設) ← 継続 205 測量技術者	298.9	2 242	○	b	c							
10a システムコンサルタント・設計者	101 システムコンサルタント 102 システム設計者 103 情報処理プロジェクトマネージャ	564,610	528,030	110 システムコンサルタント・設計者	← 名称変更 206 システム・エンジニア	333.9	30 012	△	b	c							
104 ソフトウェア作成者	104 ソフトウェア作成者	260,230	237,660	111 ソフトウェア作成者	← 名称変更 207 プログラマー	268.5	8 436	○	b	c							
10c その他の情報処理・通信技術者	105 システム運用管理者 106 通信ネットワーク技術者 109 その他の情報処理・通信技術者	176,120	166,160	112 その他の情報処理・通信技術者	(新設)												
11a その他の技術者	079 その他の製造技術者(開発) 089 その他の製造技術者(開発を除く) 119 その他の技術者	73,570	66,530	113 他に分類されない技術者	← 202 化学分析員			△	b								
12 保健医療従事者	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 13 保健師、助産師、看護師 14 医療技術者 15 その他の保健医療従事者	2,805,360	2,439,700														
121 医師	121 医師	275,250	191,940	114 医師	← 継続 208 医師	781.2	7 167	○		c							
122 歯科医師	122 歯科医師	95,320	29,250	115 歯科医師	← 継続 209 歯科医師	644.3	725	○		c							現行職種「医師」、「歯科医師」、「獣医師」、「薬剤師」は、それぞれ職業中分類「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」を構成する各職業小分類に対応しており、「獣医師」以外は国勢調査で一定数の雇用者がいることから、引き続きそれぞれ1つの独立した職種とする。
123 獣医師	123 獣医師	23,000	11,420	116 獣医師	← 継続 210 獣医師	373.7	333	○		c							
124 薬剤師	124 薬剤師	218,740	190,860	117 薬剤師	← 継続 211 薬剤師	347.1	5 160	○		c							
131 保健師	131 保健師	39,530	23,030	118 保健師	(新設)												
132 助産師	132 助産師	25,650	24,060	119 助産師	(新設)												
133 看護師(准看護師を含む)	133 看護師(准看護師を含む)	1,300,060	1,283,380	120 看護師 121 准看護師	← 継続 212 看護師 ← 継続 213 准看護師	298.3 64 538 258.3 15 718					d						職業中分類「保健師、助産師、看護師」のうち現行職種「看護師」及び「准看護師」は、賃金構造基本統計調査で、相当数の労働者がおり、両者を区別することは容易であると考えられることから、引き続きそれぞれ独立した職種とする。これ以外の「保健師」、「助産師」については、それぞれ独立した国家資格であり、勤務場所も異なることから、両者を区別することは容易であると考えられることからそれぞれ独立した職種とする。
141 診療放射線技師	141 診療放射線技師	50,480	50,110	122 診療放射線技師	← 名称変更 215 診療放射線・診療エックス線技師	314.3	3 442	○		c							
143 臨床検査技師	143 臨床検査技師	76,480	75,920	123 臨床検査技師	← 範囲拡大 216 臨床検査技師	292.0	4 300	○		c							
144 理学療法士、作業療法士	144 理学療法士、作業療法士	143,490	142,060	124 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	← 名称変更 範囲拡大 217 理学療法士、作業療法士	273.5	13 246	△		c							職業中分類「医療技術者」のうち現行職種「診療放射線・診療エックス線技師」、「歯科衛生士」、「歯科技工士」については、それぞれ国勢調査でも一定数の雇用者がいることから引き続きそれぞれ独立した職種とする。現行職種「臨床検査技師」の範囲は、職業小分類「臨床検査技師」の範囲から衛生検査技師を除いたものであるが、新職種区分では現行より範囲を拡大し、職業小分類「臨床検査技師」全体を1つの職種とする。病院や介護施設に対するヒアリングにおいて、言語聴覚士と理学療法士、作業療法士は報酬体系が同じで業務内容が類似している旨の意見が複数あったことから、職業小分類「理学療法士、作業療法士」と「視能訓練士、言語聴覚士」を合わせた職種区分とする。
145 視能訓練士、言語聴覚士	145 視能訓練士、言語聴覚士	19,210	18,860														
146 歯科衛生士	146 歯科衛生士	106,890	101,690	125 歯科衛生士	← 継続 218 歯科衛生士	256.5	2 363	○		c							
147 歯科技工士	147 歯科技工士	42,790	22,050	126 歯科技工士	← 継続 219 歯科技工士	283.1	542	○		c							

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案	現行職種との関係	賃金構造基本統計調査(一般労働者)		と日本標準職業分類との関係	設定基準との関係						職業区分設定経緯等
		就業者数	役員を除く雇用者数(CEO、ただしSを除く)			所定内給与額(千円)	労働者数(十人)		b	c	d	e	f		
														◎:1つの中分類 △:複数の小分類を統合 ○:1つの小分類 無印:その他	
50 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く) 53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	3,086,520	2,567,630												
50a 化学製品製造従事者	501 化学製品生産設備制御・監視員 531 化学製品製造従事者	203,680	198,820	610 化学製品製造従事者	統合 808 一般化学工 809 有機化学工	273.7	6 466	△		c			f		
50c 窯業・土石製品製造従事者	502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員 532 窯業・土石製品製造従事者	151,800	122,200	611 窯業・土石製品製造従事者	統合 810 ガラス製品工 811 陶磁器工	236.7	1 148	△		c			f		
50d 食品製造従事者	503 食品生産設備制御・監視員 533 食品製造従事者	1,236,720	1,099,710	612 食品・飲料・たばこ製造従事者	範囲拡大 名称変更 831 パン・洋生菓子製造工	203.4	5 149	△		c			f		
50e 飲料・たばこ製造従事者	504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員 534 飲料・たばこ製造従事者	44,110	40,090												
50f 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員 535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	323,990	222,530	613 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	統合 832 精紡工 833 織布工 834 洋裁工 835 ミシン縫製工	235.4	116	△		c			f		職業中分類「生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)」及び「製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)」については、国勢調査の職業中分類では「製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)」として統合したものとされている。当該職種区分に含まれる現行の賃金構造基本統計調査の職種も国勢調査の分類と整合的であること、「生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)」、「製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)」に該当する職種に区分することは困難と考えられることから、国勢調査の小分類を基本として現行職種の整理・統合を行う。
50g 木・紙製品製造従事者	506 木・紙製品生産設備制御・監視員 536 木・紙製品製造従事者	302,120	224,980	614 木・紙製品製造従事者	統合 836 製材工 837 木型工 838 家具工 839 建具製造工 840 製紙工 841 紙器工	213.0	922	△		c			f		現行職種「パン・洋生菓子製造工」が含まれる国勢調査職業小分類「食品製造従事者」と「飲料・たばこ製造従事者」について、その類似性及び「飲料・たばこ製造従事者」の国勢調査における雇用者数がさほど大きくないことから1つの職種区分として設定する。
50h 印刷・製本従事者	507 印刷・製本設備制御・監視員 537 印刷・製本従事者	208,280	180,120	615 印刷・製本従事者	統合 842 プロセス製版工 843 オフセット印刷工	253.7	483	△		c			f		
50i ゴム・プラスチック製品製造従事者	508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員 538 ゴム・プラスチック製品製造従事者	300,770	271,140	616 ゴム・プラスチック製品製造従事者	範囲拡大 844 合成樹脂製品成形工	234.5	6 466	△		c			f		
50j その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	509 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) 539 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	315,070	208,040	617 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	(新設)			△					f		
51 機械組立従事者	51 機械組立設備制御・監視従事者 54 機械組立従事者	1,270,410	1,198,450												
51a はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員 541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	329,800	305,610	618 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	範囲拡大 821 機械組立工	242.5	14 572	△		c			f		
51c 電気機械器具組立従事者	512 電気機械器具組立設備制御・監視員 542 電気機械器具組立従事者	500,490	473,120	619 電気機械器具組立従事者	統合 824 重電機器組立工 825 通信機器組立工 826 半導体チップ製造工 827 プリント配線工	240.7	1 184	△		c			f		職業中分類「機械組立設備制御・監視従事者」及び「機械組立従事者」については、国勢調査の職業中分類では「機械組立従事者」として統合したものとされている。当該職種区分に含まれる現行の賃金構造基本統計調査の職種も国勢調査の分類と整合的であること、「機械組立設備制御・監視従事者」、「機械組立従事者」に該当する職種に区分することは困難と考えられることから、国勢調査の小分類を基本として現行職種の整理・統合を行う。
51d 自動車組立従事者	513 自動車組立設備制御・監視員 543 自動車組立従事者	333,160	324,350	620 自動車組立従事者	範囲拡大 829 自動車組立工	280.5	6 156	△		c			f		国勢調査職業中分類「機械組立従事者」のうち独立させる職種区分の残余については、現行職種の調査範囲ではないことから、2つの国勢調査小分類を合わせたものを「その他の機械組立従事者」として職種設定する。
51e 輸送機械組立従事者(自動車を除く)	514 輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く) 544 輸送機械組立従事者(自動車を除く)	55,430	47,160	621 その他の機械組立従事者	(新設)			△					f		
51f 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員 545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	51,530	48,210					△					f		
55 機械整備・修理従事者	55 機械整備・修理従事者	952,480	780,540												
551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	373,870	336,540	622 はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者	範囲拡大 823 機械修理工	268.7	5 325	△		c					現行職種「機械修理工」は、職業小分類「はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者」に「電気機械器具整備・修理従事者」の一部(重電機器修理工)を加えたものであるため、現行から範囲を拡大し、職業小分類「はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者」と「電気機械器具整備・修理従事者」を合わせたものを1つの職種とする。
552 電気機械器具整備・修理従事者	552 電気機械器具整備・修理従事者	100,600	78,020												
553 自動車整備・修理従事者	553 自動車整備・修理従事者	405,230	304,630	623 自動車整備・修理事業者	名称変更 830 自動車整備工	260.5	13 372	○		c					現行職種「自動車整備工」については、国勢調査で一定数の雇用者がいることから、新規職種区分でも、1つの独立した職種とする。
554 輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く)	554 輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く)	59,800	52,380	624 その他の機械整備・修理従事者	(新設)			△							職業中分類「機械整備・修理従事者」のうち、独立させる職種区分の残余を「その他の機械整備・修理従事者」として1つの職種とする。
555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	12,980	8,970												
56 製品検査従事者	56 製品検査従事者(金属製品) 57 製品検査従事者(金属製品を除く)	354,990	343,180												
56a 金属製品検査従事者	561 金属材料検査従事者 562 金属加工・溶接・溶断検査従事者	78,180	75,880	625 製品検査従事者(金属製品)	名称変更 807 金属検査工	231.8	1 813	◎							現行職種「金属検査工」は、職業中分類「製品検査従事者(金属製品)」と範囲が一致することから、引き続き1つの独立した職種とする。
571 化学製品検査従事者	571 化学製品検査従事者	36,760	36,540												
572 窯業・土石製品検査従事者	572 窯業・土石製品検査従事者	20,720	20,070												
573 食品検査従事者	573 食品検査従事者	48,650	48,040												
574 飲料・たばこ検査従事者	574 飲料・たばこ検査従事者	5,200	5,140	626 製品検査従事者(金属製品を除く)	(新設)			◎							原則どおり、職業中分類に対応した職種を新設する。
575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者	575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者	29,600	27,770												
576 木・紙製品検査従事者	576 木・紙製品検査従事者	12,990	12,570												
577 印刷・製本検査従事者	577 印刷・製本検査従事者	13,570	13,030												
578 ゴム・プラスチック製品検査従事者	578 ゴム・プラスチック製品検査従事者	78,130	75,150												
579 その他の製品検査従事者	579 その他の製品検査従事者(金属製品を除く)	31,190	28,980												
58 機械検査従事者	58 機械検査従事者	279,160	273,730												
581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	52,000	50,940	627 機械検査従事者	統合 822 機械検査工	245.2	3 613	◎							現行職種「機械検査工」について、国勢調査で一定数の雇用者がいるものの、職業中分類「機械検査従事者」の中では職業小分類「電気機械器具検査従事者」、「自動車検査従事者」に次ぐ規模であること、現行職種「軽電器検査工」は賃金構造基本統計調査の労働者数が少数であることから、職種区分の細分化による煩雑性を避ける観点から、原則どおり、職業中分類「機械検査従事者」に対応した職種を新設する。
582 電気機械器具検査従事者	582 電気機械器具検査従事者	125,490	122,920												
583 自動車検査従事者	583 自動車検査従事者	77,580	76,230												
584 輸送機械検査従事者(自動車を除く)	584 輸送機械検査従事者(自動車を除く)	10,360	10,270												
585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	13,740	13,360												
59 生産関連・生産類似作業従事者	59 生産関連・生産類似作業従事者	586,950	462,250												
59n 画工・塗装・看板制作従事者	591 生産関連作業従事者	240,200	152,750	628 画工・塗装・看板制作従事者	範囲拡大 845 金属・建築塗装工	273.3	1 944						f		現行職種「金属・建築塗装工」及び「機械製図工」は、賃金構造基本調査で労働者数がそれほど多くないことから、そのまま存続させることはせず、国勢調査で職業小分類「生産関連作業従事者」を「画工・塗装・看板制作従事者」と「生産関連作業従事者(画工・塗装・看板制作を除く)」に分けていることを踏まえ、現行の職種の範囲をそれぞれ拡大し、国勢調査の区分を参考に2つの職種区分とする。
59p 生産関連作業従事者(画工・塗装・看板制作を除く)	592 生産類似作業従事者	285,670	256,620	629 製図その他生産関連・生産類似作業従事者	廃止・吸収 846 機械製図工	279.0	2 728						f		
59z 生産類似作業従事者		61,080	52,870												
I 輸送・機械運転従事者	I 輸送・機械運転従事者	2,047,270	1,888,920												
60 鉄道運転従事者	60 鉄道運転従事者	36,810	36,610												
60a 鉄道運転従事者	601 電車運転士 609 その他の鉄道運転従事者	36,810	36,610	701 鉄道運転従事者	範囲拡大 701 電車運転士	347.7	2 961	◎							職業中分類「鉄道運転従事者」のうち職業小分類「その他の鉄道運転従事者」に該当する雇用者は比較的少数と考えられるため、現行の職種「電車運転士」の範囲を拡大し、職業中分類「60 鉄道運転従事者」全体を1つの職種とする。

